

岡山県立倉敷南高等学校

いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題
・学校生活アンケート等から、友人関係に不安や困難を感じている生徒が存在することがうかがわれる。 ・生徒の多くがスマートフォンを所持しており、SNS等の利用率も高い。情報モラル教育を進めるとともに、トラブルの防止や問題発生時の対応に関する校内体制の充実を図る必要がある。 ・いじめの早期発見及び適切な対処のため、教職員個々の資質・能力を高める必要がある。また、担任、年次、課、科間の意思疎通と校外関連機関との連携をすすめ、学校をあげて問題に対処する体制づくりが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体での横断的、組織的取組で、実効のないいじめ問題の解決を図る。 ・いじめの未然防止のため、生徒の主体的な活動、いじめに関する生徒・保護者・教職員への啓発活動を進め、互いに支え合う学校風土を培う。 ・いじめの早期発見のため、生徒の実態を把握し、教職員間での情報共有を徹底する。 ＜重点となる取組＞ ・教育相談チーム、特別支援コーディネーターと連携し、教育相談チーム会議、いじめ防止対策委員会で定期的な情報交換を行い、年次や分掌を越えて生徒の状況を把握する。 ・ホームルーム活動、生徒会活動、部活動等、生徒の主体的な活動を重視し、一人ひとりの自己有用感を育む教育活動を行う。 ・学校生活アンケート、心理検査等を実施、結果を分析・共有し効果的な指導につなげる。 ・市民教育委員会、教育相談チーム、特別支援コーディネーター等と連携し、講演会やLHR、体験活動等の取組で、いじめ問題や情報モラル等について、生徒・保護者への啓発を図る。 ・市民教育委員会、教育相談チーム、特別支援コーディネーター等と連携し、いじめに対する認知能力と対応能力を高めるための教職員研修を実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、PTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者や地域の方々等の理解を得る。学校評価アンケートや担任による保護者面談等でいじめ問題に関する保護者の意見を聴取し、取組の改善に生かす。 ・生徒の学校外生活に関する地域からの情報を収集し、適切に対応する。状況によっては地域の方々との懇談の機会を設け、いじめの早期発見に努める。 ・いじめ問題や情報モラルについて、保護者対象に啓発活動を行う。 ・「年次通信」、「相談室だより」、「長期休業中の生徒心得」等を通じて、いじめ問題の相談窓口や教育相談窓口等の各種リソースについて紹介し、積極的な活用を促す。	いじめ防止対策委員会 ＜防止対策委員会の役割＞ ・基本方針にもとづく取組の計画作成と実行及び検証 ・発生しいじめ事案への対応 ＜防止対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催 ＜防止対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・委員会後の職員会議、職員朝礼等で伝達する。 ・いじめ事案への対応（緊急）では随時必要事項を伝達する。 ＜構成メンバー＞ ・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教育相談チームリーダー、各年次教育相談係、年次主任、養護教諭、市民教育担当主任、関係教員 ・校外（必要に応じて） スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・岡山県教育委員会 ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視 ・STANDBYによる支援 ・支援のための各種専門スタッフ派遣 等 ＜学校側の窓口＞ ・副校長、教頭、生徒課長 ＜連携機関名＞ ・倉敷警察署、児童相談所 ＜連携の内容＞ ・定期的な情報交換 ・学校警察連絡会議の開催 等 ＜学校側の窓口＞ ・副校長、教頭、生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	【教職員研修】 ・教職員のいじめ認知能力と対応能力向上のための研修として、情報関連会社や大学等から講師を招聘し、青少年のネット利用の状況やいじめ問題における指導上の留意点等についての研修会を行う。 【生徒の居場所づくり】 ・ホームルーム活動、生徒会活動、部活動等様々な場面で、生徒の主体的な活動を促し、全員がそれぞれ活躍できる機会を保障することで、自己有用感や学校生活への充実感を得られる教育活動をすすめる。 【集団づくり】 ・中学校から高校への円滑な移行のため「Minamix スタートアッププログラム」に取り組む。 ・LHR等で、互いの存在を尊重しいじめ防止の意識を高めるため、グループワークトレーニング等をおこなうことにより、支えあって高めあう集団の雰囲気醸成するとともにリーダーシップ育成を図る。 【情報モラル教育】 ・「情報」「公共」「家庭基礎」等の授業や講演会を通じて、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を複数回行う。
② 早 期 発 見	【実態把握】 ・いじめ及びネット利用に関する生徒の実態把握のため、年2回学校生活アンケート調査を実施するとともに、面談や学習実態調査を通じて生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 【相談体制の確立】 ・生徒及び保護者に対し、教育相談担当の教職員やスクールソーシャルワーカー・STANDBY 等の外部リソースについて周知をすすめる。 ・全ての教職員が生徒一人ひとりの変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけをおこなうことにより、いつでもいじめの訴えや相談を受けることができるようにしている。 【情報共有】 ・教育相談チーム会議を週1回開き、気になる変化や行為が生徒に見られた場合、教職員間で早急に情報を共有する。 【家庭への啓発】 ・「年次通信」「相談室だより」「長期休業中の生活心得」等を利用し、いじめの早期発見に関わる家庭での生徒の変化をとらえるポイントについて啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	【いじめの有無の確認】 ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 【いじめへの組織的対応の検討】 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、必要に応じていじめ防止対策委員会を開催する。 【いじめられた生徒への支援】 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 【いじめた生徒への指導】 ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるための指導を行う。その際、内規や申し合わせ事項にもとづく特別指導等、適切かつ毅然とした姿勢で対処する。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。